

貸渡約款

第1条／總則

第1条(約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車二輪車、軽二輪、原動機付自転車、自転車、自動車、トライク、電動バイク(以下「レンタルバイク」といいます。))を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受け利用するものとする。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとする。

当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約にすることがあり、その特約が約款よりも優先するものとする。

第2条／予約

第2条(予約の申込み)

借受人は、レンタルバイクを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の貸否、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。))を明示して予約の申込みを行うことができます。

当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタルバイクの範囲内で予約に応ずるものとする。

この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払ふものとする。

第3条(予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

第4条(予約の取消し等)

借受人は、当社の承諾を得て予約を取り消すことができる。

借受人が借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタルバイク貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。))の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとする。

前項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払ふものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受償済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

当社の都合により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受償済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより料金を支払ふものとする。

事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとする。この場合、当社は受償済の予約申込金を返還するものとする。

第5条(代替レンタルバイク)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタルバイクを貸し渡すことができないときは、借受人に対し、予約と異なる車種クラスのレンタルバイク(以下「代替レンタルバイク」といいます。))の貸渡しを申し入れることができるものとする。

借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタルバイを貸し渡すものとする。

ただし、代替レンタルバイク貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスとの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは当該代替レンタルバイクの貸渡料金によるものとする。

借受人は、第1項の代替レンタルバイクの貸渡料金の申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。

前項の場合において、貸渡することができない原因が、当社の責に帰すべき事由によるときには第4条第4項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は、受償済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払ふものとする。

第5項の場合において、第1項の貸し渡すことができない原因が、事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他当社の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しに準じて取り扱い、当社は受償済の予約申込金を返還するものとする。

第6条(免責)

当社は借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に一切請求しないものとする。

第7条(予約取消の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等(以下「代行業者」といいます。))において予約の申込みをすることができ、

代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、第38条及び第4条からかわらず、その代行業者に対してのみ予約の変更または取消しを申し込むことができます。

第8条／貸渡し

第8条(貸渡契約の締結)

当社は前条第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことができるレンタルバイクがない場合、借受人若しくは運転者が前条第9項又は第2項各号いずれかに該当する場合、又は借受人が第3項その他貸渡契約に必要で借受人の情報の提供、利用を同意しない場合を除きます。

貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第1条第1項に定める貸渡料金を支払ふものとする。

当社は、監督官庁のレンタカーに関する基本通達(借債138号 平成7年6月13日)02(6)及び(7)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び第14条第1項に規定する貸渡証(運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び有効免状証の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人又は借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます)の運転免許証の提示及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であることと、自己が運転者であることを、運転者の写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは、運転者の運転免許証及びその写しを提出するものとする。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対して、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しを取ることがあり、借受人及び運転者はこれに同意す。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡をするための携帯番号等の告知を求め、借受人及び運転者はこれに同意す。

当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとする。

- 1)貸し渡すレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- 2)酒気を帯びているとき。
- 3)痲痺、変性児、シメン等による中枢症状を呈しているとき。
- 4)暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2借受人が運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。
 - (1)予約しに応じて来た運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
 - 2過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞続した事実があるとき。
 - 3過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
 - 4過去の貸渡し(他のレンタルバイク事業者による貸渡しを含みます。))において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があったとき。
 - 5過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - 6別に明示する条件を満たしていないとき。
 - 7)その他、当社が適当でないと思われるとき。
- 前項の場合は、借受人の都合による予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人は、第4条第3項に準じて予約取消手数料を当社に支払ふものとし、当社は、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受償済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

第10条(貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社の借受人にレンタルバイクを引き渡したときに成立するものとする。

この場合、受償済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時と、同項に明示された借受場所で行うものとする。

第11条(貸渡料金)

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれその額又は計算根拠等を料金表に明示する。

- (1)基本料金 (2)免責補償 (3)特約補償料 (4)配取引取料 (5)その他
- 基本料金は、レンタルバイクの貸し渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸管轄部部長兵庫運輸部長、沖縄県においては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項において用いる)において用いる料金によるものとする。
- 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとする。

第12条(借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備及び修理)

当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検を、必要な整備を実施したレンタルバイクを貸し渡すものとする。

借受人は、レンタルバイクの貸し渡しし、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。

借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定めるところに基づき車体外観及び付属品の検査によってレンタルバイクに整備不良がないことを他のレンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとする。

当社は、前項の確認によってレンタルバイクに整備不良が発見された場合には、直ちに必要の整備等を実施するものとする。

第14条(貸渡証の交付・保管等)

当社は、レンタルバイクを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。

借受人又は運転者は、レンタルバイクの使用で、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。

借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に報告しなければならないものとする。

借受人又は運転者は、レンタルバイクを返還する場合に、同時に貸渡証を当社に返還するものとする。

第4条／使用

第15条(受償責任)

借受人又は運転者は、レンタルバイクの引渡しを受けた日から当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。))、善良な管理者の注意義務をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとする。

第16条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

第17条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。

- (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2)レンタルバイクを特定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された点検後以外の人に運転させること。
- (3)レンタルバイクを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為を行うこと。
- (4)レンタルバイクの自動車登録番号標又は同乗者等を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造し又は改造する等の原状を変更すること。
- (5)当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクを各種サービス若しくは競技に使用し又は他社の事務若しくは後押しに使用すること。
- (6)法令又は公序良俗に違反してレンタルバイクを使用すること。
- (7)当社の承諾を受けることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
- (8)レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。
- (9)前各号の他、貸渡契約に違反する行為を行うこと。

第18条(交通事故の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとする。

当社は、警察からレンタルバイクの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、レンタルバイクの使用期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い「警告書」に出頭して違反処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタルバイクが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタルバイクを警察から引取る場合があります。

前項の場合、当社は、借受人又は運転者に対し、違反処理の状況を交差反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとする。

確認できない場合には放置駐車違反反した事実及び警告書等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを認める旨の当社指定の文書(以下「自認書」といいます。))に自ら署名するよう求めることができ、借受人又は運転者はこれに従うものとする。

当社は、当社が必要と認めた場合は、警察および公安委員会に対して自認書及び貸渡証等の資料を提出することができるものと、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

借受人又は運転者が所定の期間内に駐車違反に係る反則金又は諸費用を納付せず、当社が当該駐車違反に係る放置違反又は諸費用(借受人又は運転者の探索やレンタルバイクの引取等により生じた費用を含み、これに限らない)を負担したときは、借受人は当社に対し当社の負担した一切の費用を賠償するものとする。この場合、借受人又は運転者は、当社に於いて、れ社社の指定する期日までにこれらの金額を支払うものとし、なお、借受人又は運転者が放置違反反則金を当社に支払った場合において、罰金又は反則金を納付したことにより当社が放置違反金の返付を受けたときは、当社は受取らを受けた違反反金相当額を借受人又は運転者に返還する。

第9条／返還

第10条(返還責任)

借受人又は運転者は、レンタルバイクを借受期間満了時に所定の返還場所において当社に返還するものとする。

2借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社に於いて次の損害を賠償するものとする。

借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタルバイクを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第20条(返還時の点検等)

借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタルバイクを返還するものとする。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態で返還するものとする。

2借受人又は運転者は、レンタルバイクの返還後において、返品品について保管の責を負わないものとする。

3借受人は未清算の貸渡料金等がある場合は、レンタルバイク返還時までにその清算を完了しなければならないものとする。

第21条(借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払ふものとする。

第22条(返還場所等)

借受人又は運転者が第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、借受人は、返還場所の変更によって必要となる返送のための費用を負担するものとする。

2借受人又は運転者が、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく(所定の返還場所以外の場所にレンタルバイクを返還したときは、借受人は、次の定める返還場所変更違約料を支払ふものとする。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる返送のための費用×200%

第23条(不返還となった場合の措置)

当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタルバイクを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により返還に当たらないとき、非善意を推定する等の法的措置をとるものとする。

当社は、前項に該当することとなったときは、レンタルバイクの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への関係り調査や匿名化情報システムの動作等を含む必要な措置をとるものとする。

第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第23条の定めにより当社に生じた損害について賠償する責任を負担し、レンタルバイクの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

第24条／紛争、事故、盗難等の措置

第24条(紛争発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

2借受人又は運転者は、前項に定める異常、もしくは故障が借受人又は運転者の故意、もしくは過失による場合は、約款第28条の定めにより当社に生じた損害しレンタルバイクの引取 及び修理に要する費用をすべて賠償する責任を負ふものとする。

3レンタルバイクの故障等が借受人に対する貸賃料に付した瑕疵による場合は、当社は借受人に対して代替レンタカーの提供を行うものとする。

4借受人が前項の代替レンタルバイクの提供を受けないとき、または当社が代替レンタカー の提供が行えないときは、貸渡契約を終了するものとし、当社は、受償済の貸渡料金及び免 責補償料から、貸渡から貸渡期間満了時までの期間に対する 貸渡料金及び免責補償金を引いた残額を借受人に返還するものとする。

5当社は、レンタルバイクの故障が故意又は過失がない場合、借受人又は運転者に生じた損害について、その責を負わないものとする。

第25条(事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法上や措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1)直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2)前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
- (3)事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。
- (4)事故に関し相手方と相談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第26条(盗難発生時の措置)借受人の上の損失賠償法則によるたつては借受人時給賠償責任とする

借受人又は運転者は、使用中にレンタルバイクの盗難が発生したときその被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1)直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2)直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3)盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、及び要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条(使用不備による貸渡料金の帰属)

使用中において故障、事故、盗難その他の事由で(以下「故障等」といいます。))によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。

借受人又は運転者は、前項の場合、レンタルバイクの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受償済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとする。

3故障等が貸渡し前した付した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものと、借受人は当社から代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとする。なお、代替レンタルバイクの提供条件については、第5条第2項を参照するものとする。

4借受人が前項の代替レンタルバイクの提供を受けないときは、当社は受償済の貸渡料金を全額返還するものとする。

なお、当社が代替レンタルバイクを提供できないときも同様とする。

5故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべき原因により生じた場合は、当社は、受償済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

6借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタルバイクを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。

第27条／修繕及び損害

第27条(修繕及び損害賠償)

借受人又は運転者は、事故によりレンタルバイクに損害を考えた場合には、当社に対してレンタルバイク修繕期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金(休業による損害金)を支払ふものとする。(車庫相連による万円～10万円)

2前項に定めるほか、借受人又は運転者は、レンタルバイクを使用して第三者又は当社に損害を考えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第28条(借保及び補償)

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタルバイクについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われるす。

- (1)対人補償 1名限度 無制限
- (2)対物補償 1事故限度額 無制限・免責額5万円
2事故目以降の場合 免責額10万円
- (3)搭乗者傷害補償 死亡1,000万円(1名につき)
- (4)車両 時価 免責額5万円
※2事故目以降の場合 免責額10万円

2、前項に定める補償限度額を超える損害については、借受人の負担とする。

3損害保険又は補償制度の免責分については、借受人の負担とする。

4、警察および当社営業室(営業所)に届出のない事故、貸渡後(第9条第1項各号若しくは同第2項各号のいずれかに該当して発生した事故、又は第17条各号のいずれかに該当して発生した事故による損害、その他借受人がこの約款に違反した場合については、借受人は損害保険及び当社の補償制度による損害で補償が受けられないことがあります。

5、第3項のほか、損害保険の保険約款の免責事項(保険金を支払わない場合)に該当する場合、第1項に定める保険・補償は適用されないものと、これらの損害については、借受人がすべて負担するものとする。

6、万一、保険を利用する事故が発生した場合は運転者が加入している自動車任意保険(他車運転特約)を優先し使用するものとする。

第29条／貸渡料金の利用・解約

第30条(貸渡料金の帰属)

当社は、借受人又は運転者が使用しにこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告をせず貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は受償済の貸渡料金を借主に返還しないものとする。

第31条(集中解約)

借受人は、使用であっても、事前に当社の同意を得て次項に定める解約手数料を払った上で貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、受償済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

2、借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当社に支払ふものとする。

中途解約手数料＝(貸渡契約期間に対応する基本料金－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)×50%)

第32条／個人情報

第32条(個人情報の利用目的)

- (1)レンタルバイクの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約の締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- (2)借受人又は運転者に、レンタルバイク及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
- (3)借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
- (4)レンタルバイク、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービス等の提供、並に各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝・販路開拓の送付、メールの送達等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
- (5)当社の取り扱う商品やサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上施策を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
- (6)個人情報を経営的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報取得する場合に、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(借保)

当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務の存在とは、借人の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとする。

第34条(消費税、地方消費税)

借受人は、この約款に基づく取引に課される消費税、地方消費税を当社に対して支払うものとする。

第35条(返還損害金)

借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6％の割合による遅延損害金を支払ふものとする。

第36条(英文約款と英文約款)

当社が英文約款を定めた場合、英文約款と英文約款の内容に相違があるときは、英文約款によるものとする。

第37条(細則)

当社は、この約款の細則に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。

2、当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業室(営業所)に提示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとする。これを改定した場合は同様とする。

第38条(合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務に際して紛争が生じたときは、訴訟のいかににかかわらず当社の本店、支店又は営業室(営業所)の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

附則

本約款は2021年11月1日から施行します。

運営会社:株式会社エンシア レンタルバイク